ロ　割引後の額

下表２に掲げる利用区間を通行する場合においては、記イ本文の割引率を適用した割引後の額が下表２に掲げる区分に応じた割引後の額を超える場合は、同表に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の割引後の額を適用する。

表２

利　用　区　間	割引後の額（円）	
	大型車及び特大車	登録中型車
兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎末広出入口（東行出口及び西行入口に限る。）又は尼崎東海岸出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち南芦屋浜出入口から六甲アイランド北出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔３〕に定める通行方法による場合を含む。）する場合	933.333	466.666
兵庫県道高速湾岸線のうち、六甲アイランド北出入口から甲子園浜出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔３〕に定める通行方法による場合を含む。）する場合。ただし、西宮浜出入口を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち甲子園浜出入口から鳴尾浜出入口までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	666.666	333.333
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮浜出入口から甲子園浜出入口までの区間のみ及び鳴尾浜出入口から尼崎東海岸出入口までの区間の全部又は一部の区間のみを連続して通行する場合	533.333	266.666
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮浜出入口から甲子園浜出入口までの区間のみ又は鳴尾浜出入口から尼崎東海岸出入口までの区間の全部若しくは一部の区間のみを通行する場合	266.666	133.333

⑸　事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

ＥＴＣ車のうち、ＥＴＣコーポレートカードを会社が別に定めるところにより使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車。ただし、記３⑶の区間のみを通行する自動車を除く。

②　割引率

イ　車両単位割引

ａ　記①の自動車が使用するＥＴＣコーポレートカード１枚ごとに徴収する料金の額の１ヵ月の合計額（記Ⅱ〔１〕３⑵②における１ヵ月の合計額と合算して計算する。）に応じて、下表１に掲げる割引率を適用する。ただし、平成24年１月１日から平成44年３月31日までの間にあっては、下表１にかかわらず、下表２に掲げる割引率を適用する。

ｂ　平成29年６月１日から平成44年３月31日までの間においては、記ａに加えて、下表３に掲げる路線のみの通行（同表に掲げる路線のみを連続して通行する場合を含む。）に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表４に掲げる割引率を月間要件通行利用金額に適用する。

表１

月　間　利　用　額　区　分	割　引　率
5,000円以下の部分	０％
5,000円超～10,000円以下の部分	３％
10,000円超～35,000円以下の部分	６％
35,000円超～70,000円以下の部分	８％
70,000円を超える部分	13％

表２

月　間　利　用　額　区　分	割　引　率
5,000円以下の部分	０％
5,000円超～10,000円以下の部分	10％
10,000円超～30,000円以下の部分	15％
30,000円を超える部分	20％

表３

路　線　名
大阪府道高速大阪松原線のうち大阪府道高速大和川線との分合流部から松原ＪＣＴまでの区間
大阪府道高速湾岸線
大阪府道高速大和川線
大阪市道高速道路淀川左岸線
兵庫県道高速神戸西宮線のうち一般国道２号（第二神明道路）との接続部から摩耶出入口までの区間
兵庫県道高速湾岸線
神戸市道高速道路２号線
兵庫県道高速北神戸線
神戸市道高速道路北神戸線